

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成30年8月16日(2018.8.16)

【公開番号】特開2018-69462(P2018-69462A)

【公開日】平成30年5月10日(2018.5.10)

【年通号数】公開・登録公報2018-017

【出願番号】特願2016-208000(P2016-208000)

【国際特許分類】

B 3 2 B 15/04 (2006.01)

B 3 2 B 3/14 (2006.01)

【F I】

B 3 2 B 15/04 B

B 3 2 B 3/14

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月5日(2018.7.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基体の面に連続状態で設けた酸化インジウム含有層と、前記酸化インジウム含有層に積層された金属層と、を備え、前記金属層は、少なくとも一部において互いに不連続の状態にある複数の部分を含むことを特徴とする電磁波透過性金属光沢部材。

【請求項2】

前記酸化インジウム含有層は、酸化インジウム(In_2O_3)、インジウム錫酸化物(ITO)、又はインジウム亜鉛酸化物(IZO)のいずれかである請求項1に記載の電磁波透過性金属光沢部材。

【請求項3】

前記酸化インジウム含有層の厚さは、 $1\text{nm} \sim 1000\text{nm}$ である請求項1又は2のいずれかに記載の電磁波透過性金属光沢部材。

【請求項4】

前記金属層の厚さは、 $20\text{nm} \sim 100\text{nm}$ である請求項1乃至3のいずれかに記載の電磁波透過性金属光沢部材。

【請求項5】

前記金属層の厚さと前記酸化インジウム含有層の厚さとの比(前記金属層の厚さ / 前記酸化インジウム含有層の厚さ)は、 $0.02 \sim 100$ である請求項1乃至4のいずれかに記載の電磁波透過性金属光沢部材。

【請求項6】

前記金属層と酸化インジウム含有層の積層体としてのシート抵抗は、 $100 \sim 1000\text{ }\Omega$ である請求項1乃至5のいずれかに記載の電磁波透過性金属光沢部材。

【請求項7】

前記部分は島状に形成されている請求項1乃至6のいずれかに記載の電磁波透過性積層部材。

【請求項8】

前記金属層は、アルミニウム(Al)、亜鉛(Zn)、鉛(Pb)、銅(Cu)、銀(Ag)、又はこれらの合金のいずれかである請求項1乃至7のいずれかに記載の電磁波透

過性金属光沢部材。

【請求項 9】

前記基体は、基材フィルム、樹脂成型物基材、ガラス基材、又は金属光沢を付与すべき物品のいずれかである請求項 1 乃至 8 のいずれかに記載の電磁波透過性金属光沢部材。

【請求項 10】

請求項 9 に記載の基材フィルム、樹脂成型物基材、又はガラス基材を用いた物品、又は、請求項 9 に記載の金属光沢を付与すべき物品に請求項 1 乃至 8 の何れかに記載の電磁波透過性金属光沢部材を設けた物品。